

## 建築法体系勉強会規約

(名称)

第 1 条 本会は、「建築法体系勉強会」（以下「勉強会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 勉強会は、建築物の質の確保・向上に向け、建築基準法などの建築法体系全体の目指すべき基本的方向を整理することを目的とする。

(委員の委嘱)

第 3 条 勉強会の委員は、学識経験者から、国土交通大臣が委嘱する。

(座長の任命)

第 4 条 勉強会には座長を置く。

(勉強会の議事)

第 5 条 勉強会の議事は非公開とする。

2 勉強会の資料及び議事概要については、座長に確認の上、国土交通省ホームページ上において公開する。

(事務局)

第 6 条 勉強会の事務局は国土交通省住宅局建築指導課に置く。